

三木町農業委員会

令和5年10月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年10月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年10月23日

(会議時間) 14:25～15:46

(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 18名

1番	山地	孝志
2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 1名

5番 阿部 一義

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画
について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

14時25分 開会

- 事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまからの10月の農業委員会定例会を開会いたします。なお、本日、阿部委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案11件と農用地利用集積計画及び促進計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、本日の議事録署名委員につきましては、山地委員さんと古市委員さんをお願いいたします。それでは議事の方を高尾会長よりお願いいたします。
- 会長 それでは、次第に沿っていききたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案よろしく申し上げます。
- 事務局 失礼します。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。
- 会長 3条は以上の2件ですが、地区担当の農業委員の方、補足の説明がございましたら、お願いします。地下さん、何かございますか。
- 地下委員 別にありません。
- 会長 今、事務局より説明があったように薬草ということですね。若干、譲受人の年齢が気になる所ありますが、期待をしていきたいということ。
- 会長職務代理 これ、譲受人は買って薬草を作るんやな。うちの方でも晩に話に来よるで、この人。薬草を作らんかいいうて。
- 会長 ほんま。
- 会長職務代理 この■■■さん。■■■のあれ。
- 会長 種類は決まっとん。
- 会長職務代理 ■■■と契約して。何とて、うちの先生と同級生げなわ。その絡みやと思うわ。
- 会長 まあ、メーカーと契約しとんなら。
ご質問はございますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第1号 農地法第3条の許可申請ですが、承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号で

すね、現地調査の関係で議案第3号 5条関係、議案第4号 計画変更についても、現地調査で周っているんで、一括して事務局より提案をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、まず議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について、説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第2号、第3号、第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 本件は現地調査を行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

古市委員 それでは、現地調査の報告を行います。10月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年10月12日（木）の午前9：00から4条申請2件、5条申請6件、5条事業計画変更1件につきまして、高尾会長、阿部委員、私、事務局2名の計5名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請の番号1、2及び5条申請の番号3です。これらの案件につきましては申請地の一部で既に造成が行われていましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地への影響はありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 地元の農業委員の方の補足の説明をお願いします。まず、4条ですね。4条2件。始めは阿部さんか。

事務局 今、説明したとおりで特にありません。

会長 はい。2番は。

原内委員 特にありません。

会長 はい。議案第3号、5条に移ります。5条の1番。

地下委員 10月12日に高尾会長と私と農業委員会の職員の方と地域の推進委員の山地さんとの説明を聞きましたけど、別に問題はなかったと思いますので、よろしくお願いします。

会長 はい、事務局より説明があったように当初は先々月の転用で出とったすぐ横に今回ののは計画されとるということでございます。

多田委員 すみません。お願いします。

会長 はい。

多田委員 今のこの第3号の5条の■■■さんが譲渡人で出ているこの分ですが、実はこれ農地機構で預かった田じゃないかなと思うんです。鮮明に記憶が戻るとる訳じゃないんですけども。■■■さんたぶん経営転換協力金で30万頂いとる田だろうと思うんですけども。そういうのが申請にあがる時は事務局の方で分かってくれとんでしょうかね。これ会検も入とる農地なんですけど。

会長 どういうことやろ。

鈴木委員 補助金もろとるということやな。

多田委員 だから、自分が持つとる田をすべて機構へ出して、経営転換協力金という国から出る補助金を出した代わりに面積に応じて50万、30万、10万というお金が払われとんで

す。

会長 農業を止めるからいうお金やね。

多田委員 その時にこの農地を確認に行ったんは覚えとるんですけれども。それが今回出るということは農地機構の今の職員の方とか機構の大元とかこちらの事務局の方たちとの話し合いとか意識がなされとんですかね。またこれ会検が入るかもしれないんですけども。それは■■■さんの方へ行くかもしれないんですけども。だから機構の方へ確認ができたうえでやとんのかどうか。

事務局 ■■■さんの田なんですけれども、去年の段階で機構からの借受けの解約の申請が出とりまして、もう特に。

多田委員 その解約の申請の時に経営転換協力金のことは言われなかったですか。

事務局 特に言われなかったです。

多田委員 じゃあ、それで解約してもOKということですかね。

事務局 もう解約が終わってますので。

多田委員 じゃあ、まあ別に問題なければ良いんですけど。

事務局 はい。

多田委員 そこでお金をもらっているのが気になったんです。

会長 うん、確かにね。

多田委員 すみません。余分なことかもしれませんので。また、よろしくお願いします。

会長 ちょっと、後でまた。

事務局 農地機構の方に確認しておきます。

会長 はい、続けて5条の2番。

鈴木委員 ■■■さんと■■■さんの2件、説明します。■■■さんは売って4棟建てるそうです。排水も何もできとんで問題ないです。それから■■■さんは子供の家を今納屋が建つとんたんですが、それを壊して立て直すんで別に問題ないです。以上です。

会長 はい。4番。■■■■の件やね。申請どおりということやね。これは図面の北東に■■■小学校があるあたりですね。ちょうど■■■の■■■神社の裏側になります。面積的にはかなり広い地区になりますね。8反ぐらいの。それから5番。

古市委員 ■■■の■■■の案件になりますが、■■■に太陽光発電の設備を設置するのに伴い、変電設備と作業ヤードをするというもので、池の方も同意しとるというように聞いています。特に問題はないと思います。

会長 続けて6番もお願いします。

古市委員 6番も同じ案件で。

会長 6番は業者の工事用の作業ヤードということで一時転用。ちょうど池に面して、そこか

らソーラーをパネルを組んで池に流し込むという作業みたいですね。計画変更は先ほどのところなんですが、先々月の住宅と隣接して作るようになるので全体の事業が一体になるという変更ですね。そういう内容でございます。従ってこれは40件になるのかな。

事務局 はい。

会長 ちょうど農学部の方になります。議案2号、3号、4号についてご質問はありますか。先程の件は。

事務局 ちょっと今、機構の方に確認に行ってます。

会長 その他の方、ございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 特にありませんか。先程、指摘のあった5条の1番、これだけを除いてその他について採決したいと思います。よろしいですか。5条の1番は除きます。その他について、4条の2件、それから5条の5件、それから5条の計画変更ですね。計画変更は関係があるんやな。計画変更も除きましょう。その他について賛成するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。先程の1番は後ほどということで先に進めます。議案第5号の農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、今月はこれ、見たらわかるように麦の種まきがあるんで期間借地言うことで裏作だけの借地が出てきとんで数が多いと思います。事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の10ページをご覧ください。番号13番より説明いたします。
【番号13から番号26、番号28から番号32について朗読(別紙、議案書のとおりの)】
以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 質問のある方。

鈴木委員 あの[]の22、23、24、番地がよく似とるんやけど下の端だけ[]になっとるん、[]で間違いないん。22、23、24、[]さん、[]さん、[]さんやけど[]さんだけが[]の[]になっとるんやけど違う人。上2つは[]やけど。違う人やったら構わんのやけど。

事務局 違う人です。

会長 記入どおりで良いということやね。

事務局 はい。

鈴木委員 はい、良いです。

会長 さっきの31、32やけど、農地機構さんが売ると言うことやけど、農地機構さんが持った土地か。

事務局 2か月前の定例会で審議したんですけれども、一旦、農地機構が買い入れて農地機構から売り渡す。

会長 2か月前に買ったやつ。

事務局 そうです。

会長 そんなあったんかの。

事務局 はい。

会長 31, 32はそういうことやね。それと26番、これは■■さんと■■さんがてれこではないんな。■■さんが出すん。

岡田委員 逆やと思う。

会長 ■■くんが受けるんちゃう。

平井委員 これでええんや。私、■■さんと親しいんでな。ほんで話したら、田が並んどんで■■さんが作っりょん、それをこっち出して、■■さんが作っりょる何ぼか大きい面積を■■さんが作るようになる言うた。

会長 そういう話になっとるんや。

平井委員 そういう話になっとる。普通なら逆やと思うけど。

岡田委員 ふつうは逆じゃわな。

平井委員 ■■さんが作っりょんを並んで作りやすいから言うて。

会長 そういことですか。
それでは採決したいと思います。議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について。承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。次は第6号やね。ちょっとよく分からんのやけれどもね。事務局説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第6号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について説明いたします。、議案書の15ページをご覧ください。
【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

岡田委員 法人にしたいだけなんやな。

事務局 はい。

会長 元の貸し借りの変更ではないんか。■■さんの貸し借りか。

事務局 元の貸し借りの契約自体は変わってなくて。貸し借りしていた名義が個人名義から法人名義に変更になったというだけです。

会長 この書式で良いんかな。

鈴木委員 言うたらまた貸しやな。

会長 又貸しいうか転貸しになるんやけど。■■■■■■■■■■としては農地を借りる権利が。

岡田委員 定款に謳とったら大丈夫ですよ。定款の問題です。

会長 定款に謳とったら良いのか。

岡田委員 と、思いますけど。

会長 認定までは受けんで良いんやな。本人は認定は受けとんか。■■■■■さんが。

岡田委員 言うたら、■■■■■さんで受けとるけど、会社として定款に謳とるかどうかですかね。

会長 定款に謳とったら良いんかな。株式会社の看板を上げるよと。

岡田委員 ■■■■■■いうんが■■■■■の学校でいちご栽培しよるでしょう。それも定款に変更してやっりょんやないですか。町が貸付しとるんですよね、あれ。

会長 小学校。

岡田委員 小学校。いちご栽培しよる。

会長 あれは■■■■■が子会社作って、会社やなあ。

岡田委員 年に100万か120万か。

会長 あれは町と契約してやっりょんやなあ。

岡田委員 それと同じじゃないんですかね。

事務局 岡田委員さんがおっしゃるとおりで。これでやってますね。去年のことかな。昨年度。

会長 わかりました。

会長職務代理 いちごの大きな人は■■■■■の■■■■■さんも株式会社に変更したけんな。株式会社にして行っきよる。

会長 6条でそういう謳いがあるんか。■■■■■さんが地主さんから借りていちごを作っておったというのを■■■■■さんが新しく代表になって■■■■■■■■■■■というのを作ったのに伴って、こういう手続きをしますということですね。

会長 では採決しますがよろしいですか。議案第6号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について。承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。
次は報告事項になります。報告事項2件について、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の16ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【報告第1号、報告第2号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。

会長 報告事項2件ですが、何かご質問はございますか。
使用貸借の2番、■■■■の方が管理だけに来るん。

事務局 これは■■■■さんの身内がとりあえず管理だけされると。次の借り手が見つかるまで管理のみ行う。今貸しているのが■■■■の方。

会長 逆やろ。

事務局 すいません。■■■■さんの身内が借り手が見つかるまでは管理のみを行うと聞いております。

会長 3番、4番と一緒に。身内による管理。
これ今、事務局から説明がありましたが、ご理解いただけましたか。

森委員 初めて聞いたんですけど、■■■■さん、確かに高齢になられて、高齢になってから幅広く広げとったんですけど。最近なんか縮小しよるなあとは思ってたんですけど。できんから返していきよるかなあと。

会長 借りられとった■■■■さんが高齢ではある訳で。

森委員 だんだん減らしていきよるかなあと。

会長 まあ、こういう処置になってますんで。

森委員 ちょっとこの後の管理が不安ではありますけれども。

会長 言うといいただければと。
他になれば、以上にします。

委員一同 (質問なし)

会長 それではひとつ残ってました5条の1番。

事務局 失礼します。議案の農地法第5条ですから、ページで申しますと3ページですね。3ページの1番。譲渡人の方が■■■■さん、■■■■さん。譲受人の方が■■■■さんで、この件につきましては多田委員さんからご質問があり、当時、平成27年に農地機構を通じて多田委員さんがおっしゃるように担い手さんに農地を貸し付けることによって、離農してその代わりとして補助金を頂く制度を利用しています。本来、この案件につきましては農地転用うんぬんよりもその解約が発生した前回の5条の事業計画変更の時に既に発生している問題で、それにつきましては先程県の方に確認したところ、その補助金の返還の対象になるということでございます。農地法自体はこのまま進めれるけれども、補助金を頂いている部分につきましては10年間の貸し借りという縛りがありますので、途中解約になるので、補助金は返還するという措置を所有者の方で講じることとなっているということでございます。

岡田委員 30万かなんかいよった分。

事務局 そうですね。30万ですね。それはお金を返すというような形に。

岡田委員 10年の縛りがあるけんな。

会長 事務処理は進んみよん。

事務局 事務処理については今年度分ということで、県の方から間もなく調査に入ると。毎年1回ずつ調査をしてるんですけども。その調査のリストに挙がって進めていくというよ

うなことになります。以上です。

会長 ご本人は知っとんかな。

事務局 知ってます。

会長 急に請求が来たらな。本人が知つとる言うことは事務手続き進めよるいうことやろ。
今、説明があつたようでございます。だから今年度中に返還の手続きを行うということ
ですね。じゃあ、そういうことで1番について採決を行いたいと思います。5条の1番
ですね。これについて今のように説明ありましたので、承認するという方、挙手をお願い
します。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。以上で今月の議案事項、すべて終了いたしました。続きまして、
香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年9月分について。農地法第
4条につきましては、香川県が0件、三木町分についても0件です。農地法第5条につ
きましては、香川県が9件、25,967.04㎡、三木町は0件、でございます。以上で
ございます。10月は今日の分が5条のところに三木町分が出てくると思います。(3)そ
の他は何かございますか。
審議関係は以上で終了いたします。事務局へお返しいたします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様におかれましても、事務局の確認不
足でお手間をとらせてしまいました。誠に申し訳ありませんでした。最後に担当より今
後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会10月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ
様でした。

15時46分 閉会

